

富山市立図書館協議会委員

【定数 15名】

任期:平成29年10月1日～平成31年9月30日

新委員

		氏名	推薦団体等	役職名
1	会長	松本 弘行	学識経験者	市ふるさとづくり推進連絡協議会会長 富山市社会教育委員
2	会長代理	中村 哲夫	学識経験者	元神戸学院大学教授
3		赤川 雅和	学識経験者	元富山県立図書館長
4		土肥 祐子	声のライブラリー友の会	声のライブラリー友の会 会長
5		岡崎 佳子	小学校長会	市小教研 国語科部長
6		江藤 裕子	市PTA連絡協議会 良書をすすめる会	市PTA連絡協議会 良書をすすめる会 顧問
7		高野 知代	富山市立図書館よみきかせの会	富山市立図書館 よみきかせの会 副代表
8		藤本 節子	公募	
9		山田 恵美	公募	
10	H30.11.1 新任	高島 桂二	中学校長会	水橋中学校 校長
11	H30.11.1 新任	黒田 哲也	地元の報道関係者	北日本新聞社 編集局文化部長

●富山市立図書館条例

第11条 図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に意見を述べるため、法(図書館法)第14条の規定に基づき富山市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第12条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。

第13条 協議会は、委員15人以内で組織する。

第15条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

旧委員(参考)

		氏名	推薦団体等	役職名
1	会長	松本 弘行	学識経験者	市ふるさとづくり推進連絡協議会会長 富山市社会教育委員
2	会長代理	中村 哲夫	学識経験者	元神戸学院大学教授
3		赤川 雅和	学識経験者	元富山県立図書館長
4		土肥 祐子	声のライブラリー友の会	声のライブラリー友の会 会長
5		岡崎 佳子	小学校長会	市小教研 国語科部長
6		江藤 裕子	市PTA連絡協議会 良書をすすめる会	市PTA連絡協議会 良書をすすめる会 顧問
7		高野 知代	富山市立図書館よみきかせの会	富山市立図書館 よみきかせの会 副代表
8		藤本 節子	公募	
9		山田 恵美	公募	
10	(退任)	水野 昌之	中学校長会	興南中学校 校長
11	(退任)	寺田 幹	地元の報道関係者	北日本新聞社 編集局文化部長

富山市教育振興基本計画の策定について

資料一覧

- (1) 策定スケジュールについて
- (2) 第3期教育振興基本計画の策定について（通知）
- (3) 【国】第3期教育振興基本計画 体系図
- (4) 富山市教育振興基本計画の構成

（別冊）

- (1) 現行の富山市教育振興基本計画
- (2) 富山市教育大綱

策定スケジュールについて

平成30年10月16日 第1回懇話会の開催（懇話会委員の意見聴取）

富山市教育振興基本計画懇話会 委員名簿

氏 名	所属団体等
河上 仁栄	富山市P T A連絡協議会会長
笛田 茂樹	富山大学人間発達科学部教授
橘 真理子	富山市社会教育委員
濱谷 一男	富山市中学校長会会长
本田 敏也	富山市小学校長会会长
水上 義行	富山国際大学子ども育成学部客員教授
村家 幸伸	富山商工会議所青年部会長
森田 優弘	富山市公民館運営審議会会长

平成30年10月29日 計画の構成について、教育委員会で説明

11月 6日 第2回懇話会の開催（計画の素案）

27日 総合教育会議（教育大綱について検討）

12月頃 パブリック・コメント

平成31年 2月 定例教育委員会で議決

3月 3月市議会定例会 常任委員会で報告

第3期教育振興基本計画の策定について(通知)

30文科生第216号
平成30年6月15日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
 各都道府県知事
 各指定都市市長
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
 各国公私立大学長
 各国公私立高等専門学校長
 各公立大学法人の理事長
 各大学共同利用機関法人機構長
 各文部科学省施設等機関の長 殿
 各文部科学省特別の機関の長
 各文部科学省独立行政法人の長
 日本私立学校振興・共済事業団理事長
 公立学校共済組合理事長

文部科学事務次官
戸谷一夫

第3期教育振興基本計画の策定について(通知)

本日付で、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第1項に基づく第3期の教育振興基本計画(以下「第3期計画」という。)を閣議決定するとともに、国会報告を行いましたので通知します。

第3期計画は、教育基本法の理念を踏まえ、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものです。

具体的には、人生100年時代や超スマート社会(Society5.0)の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」などの五つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定するとともに、五つの基本的な方針に沿って、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間における1教育政策の目標、2目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、3目標を実現するため必要となる施策群を示しています。

また、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造に

ついて示しています。

各職における第3期計画を踏まえ、今後取組の一層の充実を図られるようお願いいたします。

また、教育基本法第17条第2項では、地方公共団体において、政府の教育振興基本計画を参照しつつ、「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努め」ことが規定されています。各地方公共団体におかれては、本規定の趣旨を踏まえ、各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定について、未策定である場合にはその策定に、策定済みである場合にはこれを機にその見直しに努めるなど適切に御対応いただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会及び都道府県知事にあっては、域内の市町村教育委員会及び市町村長並びに所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対し、国立大学長及び公立大学法人の理事長にあっては、その管下の学校に対し、第3期計画について御周知願います。

※第3期計画本文については、下記ホームページからも御覧になれます。

教育振興基本計画ホームページ

(担当)

生涯学習政策局政策課教育改革推進室

寺坂、藤田、松田、大井

電話：03-5253-4111（内線3279）

FAX：03-6734-3711

お問合せ先

生涯学習政策局政策課教育改革推進室

（生涯学習政策局政策課教育改革推進室）

—登録：平成30年07月—

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

第3期教育振興基本計画(概要)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
 - 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
 - (2) 教育をめぐる状況変化
 - 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 教師の負担
 - (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
 - OECDによる教育政策レビュー 等

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する | 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する |
| 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する | 5 教育政策推進のための基盤を整備する |

V 今後の教育政策の遂行に当たつて特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
- 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す「ロジックモデルの活用、指標設定」
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
「職員の育成、先進事例の共有」
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化の改革を推進

2. 教育投資の在り方（第3期計画期間における教育投資の方向）

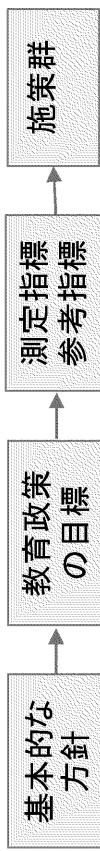
- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行ったため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - 各学校指導体制：指導環境整備、チーム学校
 - 学校施設の安全性確保（防災・老朽化対策）
 - 大学改革の徹底・教育研究の質的向上
 - 社会人のリカレン特教育の環境整備など
 - 着手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
 - 大学施設の改修
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会（Society 5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不斷に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

- 第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、
 ①教育政策の目標
 ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
 ③目標を実現するために必要な施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
	(1)確かな学力の育成<主として初等中等教育段階> (2)豊かな心の育成<〃> (3)健やかな体の育成<〃> (4)問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階> (5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 <生涯の各段階> (6)家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 <〃>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育など
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するためには必要な力を育成する	(7)グローバルに活躍する人材の育成 (8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成 (9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加など	○日本人学生・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進など
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 (11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討など
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 (13)障害者の生涯学習の推進	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	○社会人が働きながら学べる環境の整備など
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応 (15)多様なニーズに対応した教育機会の提供 (16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援など
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(17)ICT利活用のための基盤の整備 (18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 (19)児童生徒等の安全の確保 (20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 (21)日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化など	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設の整備の推進 ○学校安全の推進など

【国】第3期教育振興基本計画 体系図

A. 基本的な方針	B. 教育施策の目標	C. 国が想定している施策 (下線は新規)
1 憧れを持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	1 確かな学力の育成(主として初等中等教育段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期における教育の質の向上 ・<u>新学習指導要領の着実な実施</u> 等 ・全国学力・学習状況調査の実施、分析、活用
	2 豊かな心の育成(ノ)	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進 ・いじめ等への対応、人権教育の推進 ・体験活動や読書活動の充実 ・伝統や文化等に関する教育推進 ・青少年の健全育成(スマートフォン、インターネット対応) ・男女共同参画の推進 ・持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 ・環境教育の推進
	3 健やかな体の育成(ノ)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健、学校給食、食育の充実 ・子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援 ・学校や地域における子どものスポーツ機会の充実
	4 問題発見・解決能力の取得(主として高等教育段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・高大接続改革の着実な推進
	5 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成(生涯の各段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育、職業教育の推進 ・<u>専修学校の質保証・向上の推進</u> ・高等教育機関における実践的な職業教育の推進 ・学びを通じた地方への新たな人の流れの構築
	6 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進(ノ)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力の向上 ・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	7 グローバルに活躍する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統や文化等に関する教育 ・英語をはじめとした外国語教育の強化
	8 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	
	9 スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	10 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進(男女共同参画、人権、環境保全、地域防災など) ・女性活躍推進のための教育の強化 ・高齢者等の生涯学習の推進 ・生涯を通じた文化芸術活動の推進
	11 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ・社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成 ・施設の複合化や多様な資金調達も活用した持続可能な社会教育施設の運営(計画的老朽化対策、民間の資金や、ノウハウを活用した施設の運営)
	12 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会人が大学・専門学校等で学べる環境の整備</u>
	13 障害者の生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後における障害者の学びの支援

国の計画に対応して、市の計画に記載されている施策、取組み

D. 既存計画(市)に掲載されている「基本施策」	E. 既存計画(市)に掲載されている「主な取組み」	F. 国の第3期計画をうけて、新たな計画(市)に掲載が必要な「取組み」
1 確かな学力の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上の推進 ・理科教育の推進 ・小・中学校の連携 ・情報モラル教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>新学習指導要領の理念や内容の周知</u> ●<u>新学習指導要領を実施するための教育環境の整備</u>
6 幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の充実 ・認定こども園の充実 	
2 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校対策 ・いじめ防止対策 ・人権教育の推進 ・学校評価(アクションプラン)の実施 ・自然体験や社会体験活動の充実 ・道徳教育の推進 ・福祉教育の推進 ・適応指導教室の機能的な運営 ・特別支援教育の人的支援 	
9 現代的社会的課題に対応した学習等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ESDの推進 ・環境教育の推進 ・人権教育の推進 ・防災教育の推進 	
3 健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・体力の向上 ・生活習慣病の予防 ・食育の推進 	
※市立の高校、大学は設置していない。		
4 社会で活きる実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の推進 ・学校選択制の実施 	
●新設必要 (「高等教育機関の充実」として)		<ul style="list-style-type: none"> ●<u>外国語専門学校の充実</u> ●<u>ガラス造形研究所の充実</u>
13 家庭における教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・親子サークルの充実 ・「親学び講座」の普及・啓発 ・いじめ不登校対策 ・子どもの読書活動の推進 ・就学援助の充実 	
14 学校・家庭・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた学校づくり ・家庭での食習慣確立への支援 ・子どもかがやき教室の充実 	
17 文化遺産等の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化遺産等の保存活用 ・文化財調査の実施 ・史跡整備の実施 ・郷土資料等の電子化の促進 ・恐竜足跡化石の保存 	
7 外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語教育の人的支援 	
※市立の大学院は設置していない。		
※市長部局が担当。		
15 生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとづくりの推進 ・市民大学の充実 	
15 生涯学習活動の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとづくりの推進 ・市民大学の充実 	
16 生涯学習活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の充実 ・図書館の充実 ・人文系博物館の展示・普及の充実 ・人文系博物館の機能の充実 ・科学博物館の常設展示展示替 ・生物多様性に関する知識の普及【掲載見送り予定】 ・天文台改修・展示更新 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>ガラス美術館の展示の充実</u>
15 生涯学習活動の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民大学の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>生涯学習普及啓発(学び直し支援)</u>
●新設必要 (「高等教育機関の充実」として)		<ul style="list-style-type: none"> ●<u>外国語専門学校の充実(社会人向け)</u>
※市長部局が担当。		

【国】第3期教育振興基本計画 体系図

A. 基本的な方針	B. 教育施策の目標	C. 国が想定している施策 (下線は新規)
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する		
	14 家庭の経済状況や地理的条件への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教育負担軽減に向けた経済的支援、生活保護世帯支援 ・学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化(SSW、SCの配置等) ・<u>へき地過疎地域等の児童生徒等への就学支援</u>
	15 多様なニーズに対応した教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の推進 ・不登校児童生徒の教育機会の確保
5 教育政策推進のための基盤を整備する	16 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員指導体制、指導環境の整備 (教師の勤務時間、事務時間の短縮) ・これからの中学校教育を担う教師の資質能力の向上 (教職員のメンタルヘルス対策等)
	17 ICT利活用のための基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等指導におけるICT活用の促進 ・<u>校務のICT化による教職員の負担軽減</u> ・学校のICT環境の整備
	18 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心で質の高い学校施設等の整備 ・学校における教材等教育環境の充実 ・私立学校の教育研究基盤の強化
	19 児童生徒等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校安全の推進</u> (危機管理マニュアルの整備)
	20 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	
	21 日本国教育の海外展開と我が国の教育の国際化	日本型教育の海外展開、途上国への教育協力

国の計画に対応して、市の計画に記載されている施策、取組み

D. 既存計画(市)に掲載されている「基本施策」	E. 既存計画(市)に掲載されている「主な取組み」	F. 国の第3期計画をうけて、新たな計画(市)に掲載が必要な「取組み」
2 豊かな心の育成(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校対策 ・いじめ防止対策 ・人権教育の推進 ・学校評価(アクションプラン)の実施 ・自然体験や社会体験活動の充実 ・道徳教育の推進 ・福祉教育の推進 ・適応指導教室の機能的な運営 ・特別支援教育の人的支援 	
●新設必要 (「家庭の経済状況や地理的条件への対応」として)		<ul style="list-style-type: none"> ●就学援助 ●通学支援
8 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の充実 ・特別支援教育の人的支援 	
5 教員の資質能力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修の充実 ・ICTの活用 ・情報モラル教育の推進 ・教育センターの整備・充実【掲載見送り予定】 ・体罰のない学校づくり ・学校訪問研修会の実施 ・小・中学校の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●教員の勤務時間縮減に向けた対策 ●教員のメンタルヘルス対策
5 教員の資質能力向上(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用 ・情報モラル教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●プログラミング教育の推進 ●校務支援システムの活用による教員の負担軽減
10 私学の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・私学の振興 	
11 質の高い学校教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の充実 ・ICTの活用 	
12 安心・安全な学校教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化・防災強化の推進 ・学校の適正配置 ・市立幼稚園の適正配置 ・富山学園における分校の開校【掲載見送り予定】 ・通学路の安全対策(ソフト面) 	
9 現代的社会的課題に対応した学習等の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理マニュアルの周知徹底
12 安心・安全な学校教育環境の整備(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全対策(ソフト面) 	
※市立の高校、大学は設置はない。		
※富山市教育委員会において、該当なし。		

富山市教育振興基本計画の構成

「基本的な方向」	「基本施策」	「主な取組み」		「主な取組み」を実現するための具体的な取組み
1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	1 確かな学力の定着	新	新学習指導要領の着実な実施	
		1	学力向上の推進	学力調査の実施
		2	理科教育の推進	観察実験アシスタントの配置
		3	小・中学校の連携	小・中学校連携拠点校区の指定
	2 豊かな心の育成	4	情報モラル教育の推進	情報モラルに関する研修の実施
		5	いじめ、不登校対策	スクールソーシャルワーカーの配置
				スクールカウンセラーの配置
				いじめ問題対策連絡協議会の開催
				校内適応指導教室の設置
		6	いじめ防止対策	いじめの未然防止、早期発見等に組織的に対応できる体制の整備
		7	人権教育の推進	「人権教育推進に関する研修会」の実施
		8	富山市学校評価(アクションプラン)の実施	共通課題「出席率の向上」の推進 各学校において目標設定と、目標達成に向けての取り組み
		9	自然体験活動や社会体験活動の充実	立山登山奨励事業
				宿泊学習等を通じて、富山の自然に親しむ
		10		特別の教科「道徳」の着実な実施
		11	福祉教育の推進	各学校で、福祉に関わる学習内容や活動を指導計画に位置付け
		12	適応指導教室の機能的な運営	適応指導教室の運営
		13	特別支援教育の人的支援	スクールサポーターの配置
	3 健やかな体の育成	14	体力の向上	子どもの体力の状況の把握 体力向上に向けた取り組み
		15	生活習慣病の予防	すこやか検診の実施
		16	食育の推進	食材に関する体験学習会の開催
	4 社会で活ける実践力の育成	17	キャリア教育の推進	「14歳の挑戦」事業
		18	学校選択制の実施	学校選択制の実施
	5 教員の資質能力向上	19	教職員研修の充実	教職員研修会の実施
				とやま教師塾の実施
				小学校教員海外語学研修の実施
		新	教員の負担軽減に向けた対策	校務支援システムの活用
				学習補助員やスクールサポーターの配置
				部活動指導員の配置
				教員の勤務実態の把握
				教員のストレスチェックの実施

「基本的な方向」	「基本施策」	「主な取組み」		「主な取組み」を実現するための具体的な取組み
1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	5 教員の資質能力向上	20	ICTの活用	学校のICT環境の整備 (再掲) 校務支援システムの活用 プログラミング教育の実施
		21	(再掲) 情報モラル教育の推進	
		22	教育センターの整備・充実	※教育センターが入居する施設の整備方針は決定済み
		23	体罰のない学校づくり	研修会の実施
		24	学校訪問研修会の実施	指導主事等による学校訪問の実施
		一	(再掲) 小・中学校の連携	
	6 幼児教育の充実	25	幼児教育の充実	幼児一人ひとりの特性に合わせた指導計画の作成 親子サークルの実施 1歳から就学までの一貫した教育及び保育
		26	認定こども園の充実	※「幼児教育の充実」に含める
	7 外国語教育の充実	27	外国語教育の人的支援	外国語指導助手の配置 ネイティブスピーカーの配置 小学校における外国語教育の充実
		新	就学援助の実施	経済的困難を抱える家庭に対する就学援助
		新	通学支援	スクールバスの運行 児童生徒の通学費の補助
	8 特別支援教育の充実	28	特別支援教育の充実	特別支援連携協議会の活用
		一	(再掲) 特別支援教育の人的支援	
	9 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実	29	ESDの推進	ESDの推進、ユネスコスクールへの加盟
		30	環境教育の推進	環境に関する学習の推進 小学生による植樹体験
		一	(再掲) 人権教育の推進	
		31	防災教育の推進	危機管理マニュアルの周知、避難誘導訓練の実施
		10	私学の振興	私立中学校、高等学校の運営支援
2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	11 質の高い学校教育環境の整備	33	学校図書館の充実	学校図書の整備充実 学校司書の配置
		一	(再掲) ICTの活用	
		34	耐震化・防災強化の推進 非構造部材の点検・改修	校舎改築 校舎の大規模改造 耐震補強 施設の整備、改修、エアコン設置等
	12 安心・安全な学校教育環境の整備			

「基本的な方向」	「基本施策」	「主な取組み」		「主な取組み」を実現するための具体的な取組み	
次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	12 安心・安全な学校教育環境の整備	35	学校の適正配置	児童生徒数の動向に適切に対応	
		36	市立幼稚園の適正配置	市立幼稚園の適正配置の推進	
		37	富山学園における分校の開校	※分校の設置完了	
		38	通学路の安全対策(ソフト面)	通学路の安全確保、スクールガード・リーダーの配置	
学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	13 家庭における教育力の向上	39	親子サークルの充実	親子サークルの実施	
		40	親学び講座の普及・啓発	親学び講座の実施	
		一	(再掲)いじめ、不登校対策		
		41	子どもの読書活動の推進	子どもに対する読書活動の推進	
		42	就学援助の実施(再掲)		
	14 学校・家庭・地域との連携	43	開かれた学校づくり	コミュニティ・スクール	
		44	家庭での食習慣確立への支援	朝食喫食率の調査	
		45	子どもかがやき教室の充実	子どもかがやき教室の実施	
市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	新設 高等教育機関の充実	新	富山外国語専門学校の充実	実践的な英語教育	
		新	富山ガラス造形研究所の充実	ガラス造形作家の育成	
	15 生涯学習活動の充実	46	ふるさとづくりの推進	公民館ふるさと講座の実施	
		新	生涯学習普及啓発	市民の学び直し支援	
		47	市民大学の充実	市民大学のコース充実	
	16 生涯学習活動拠点の充実	48	公民館の充実	市立公民館の耐震化促進	
		49	図書館の充実	読書推進、利用者増加に向けての取り組み	
		50	人文系博物館の展示・普及の充実	特別展、企画展の充実 利便性の向上(孫とおでかけ等) ツアーや講座、講演会の実施	
		51	人文系博物館の機能の充実	郷土博物館の強化、充実の検討	
		52	科学博物館の常設展示替え	科学博物館の常設展示替えの検討	
		53	生物多様性に関する知識の普及	※市民自然調査事業の終了	
		54	天文台改修・展示更新	天体観測機能の今後について検討	
		新	ガラス美術館の展示の充実	企画展の充実	
		55	文化遺産等の保存活用	旧森家、旧馬場家等の保存活用	
		56	文化財調査の実施	市内の文化財を調査し、報告書を発刊	
17 文化遺産等の保全・活用		57	史跡整備の実施	安田城跡再整備	
		58	郷土資料等の電子化の推進	郷土資料等の電子化の推進	
		59	恐竜足跡化石の保存	恐竜足跡化石の保存方法の検討	

報告事項 3 4

平成 29 年度富山市立小中学校の問題行動等調査の結果概要について

【学校教育課】

○ 問題行動等調査の概要

本調査は、文部科学省によって毎年度末に実施され、不登校、いじめ、暴力行為等の問題行動に関する調査である。調査対象は全国の小中学校、高等学校であり、その結果は今後の生徒指導施策推進の参考とされる。

本市では、全市立小学校 65 校 1 分校、全市立中学校 26 校 1 分校で本調査を実施しており、国と同様、調査結果を教育施策に活用している。

1 不登校

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものは除く）をいう。本調査では、年間 30 日以上欠席した不登校児童生徒を対象としている。

不登校児童生徒の人数（出現率）

単位：人

		富山市	富山県	全国	
小学校		24 年度	74 (3.3)	194 (3.4)	(3.2)
		25 年度	67 (3.0)	193 (3.4)	(3.7)
		26 年度	83 (3.8)	215 (3.9)	(4.0)
		27 年度	79 (3.7)	205 (3.8)	(4.3)
		28 年度	90 (4.2)	194 (3.7)	(4.7)
		29 年度	119 (5.8)	279 (5.4)	(5.4)
中学校		24 年度	251 (22.6)	595 (20.1)	(26.9)
		25 年度	240 (21.5)	642 (21.7)	(28.1)
		26 年度	231 (20.5)	583 (19.7)	(28.8)
		27 年度	213 (19.2)	597 (20.5)	(29.5)
		28 年度	235 (21.3)	608 (21.3)	(31.4)
		29 年度	256 (23.8)	635 (22.3)	(32.5)

※ () 内は、1000 人当たりの不登校児童生徒数。

不登校児童生徒の中で 90 日以上の欠席や全休の児童生徒が占める割合

単位：人

不登校数		富山市			富山県			全国		
		30 日以上	90 日以上	全休	30 日以上	90 日以上	全休	30 日以上	90 日以上	全休
小学校	28 年度	90	47 (52.2)	1 (1.1)	194	91 (47.0)	7 (3.6)	30,175 (45.1)	13,598 (45.1)	868 (2.9)
	29 年度	119	45 (37.8)	1 (0.8)	279	126 (45.2)	7 (2.5)	35,032 (45.6)	15,975 (45.6)	956 (2.7)
中学校	28 年度	235	147 (62.6)	5 (2.1)	608	395 (65.0)	21 (3.5)	98,956 (62.2)	61,316 (62.2)	3,943 (4.0)
	29 年度	256	151 (59.0)	8 (3.1)	635	382 (60.1)	26 (4.1)	108,999 (62.4)	68,016 (62.4)	4,281 (3.9)

※ () 内は、不登校児童生徒全体の 90 日以上の欠席と全休の児童生徒が占める割合%

[概要]

- ① 不登校児童生徒数は、前年度から、小学校では29人、中学校では21人増加した。また、その出現率も、小・中学校ともに増加した。
- ② 不登校になったきっかけについては、「不安など情緒的混乱」が167人（小学校100人、中学校67人）、「無気力」が99人（小学校24人、中学校75人）と、本人自身の状況によるものが多かった。
- また、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が81人（小学校19人、中学校62人）、「親子関係をめぐる問題」が130人（小学生62人、中学校68人）等、学校や家庭が原因と考えられる不登校も見られた。

2 長期欠席者

小学校及び中学校における長期欠席の状況等に関する調査については、26年度まで学校基本調査における「理由別長期欠席者数」の項目で調査していたが、27年度から本調査に移行した。

長期欠席児童生徒の人数（出現率）単位：人

		富山市	富山県	全国
小学校	24年度	141 (6.3)	393 (6.8)	(8.0)
	25年度	127 (5.7)	340 (6.0)	(8.3)
	26年度	161 (7.4)	374 (6.9)	(8.8)
	27年度	162 (7.5)	405 (7.5)	(9.5)
	28年度	175 (8.3)	407 (7.7)	(10.4)
	29年度	211 (10.2)	508 (9.8)	(11.2)
中学校	24年度	315 (28.4)	834 (27.5)	(34.1)
	25年度	330 (29.6)	833 (27.4)	(35.4)
	26年度	318 (28.2)	800 (27.0)	(36.6)
	27年度	315 (28.3)	842 (28.9)	(36.2)
	28年度	339 (30.8)	903 (30.8)	(38.4)
	29年度	365 (34.0)	912 (32.0)	(43.0)

※ () 内は、1000人当たりの長期欠席児童生徒数。

[概要]

- ① 長期欠席児童生徒数は、前年度から、小学校では36人、中学校では26人増加した。また、出現率も小・中ともに増加した。
- ② 長期欠席者数の内訳は、不登校が375人（小学校119人、中学校256人）、病気が90人（小学校35人、中学校55人）、その他が111人（小学校57人、中学校54人）である。

3 いじめ

〔調査における定義〕

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

いじめの認知件数

単位：件

		富山市	富山県	全国
小学校	24年度	136 (6.1)	373 (6.5)	(17.5)
	25年度	129 (5.9)	323 (5.7)	(18.0)
	26年度	217 (10.0)	482 (8.8)	(18.8)
	27年度	181 (8.4)	502 (9.3)	(23.3)
	28年度	172 (8.1)	482 (9.1)	(36.8)
	29年度	194 (9.4)	470 (9.1)	(49.1)
中学校	24年度	111 (10.0)	306 (10.4)	(18.6)
	25年度	116 (10.4)	304 (10.3)	(16.4)
	26年度	142 (12.6)	347 (11.7)	(15.8)
	27年度	191 (17.2)	413 (14.2)	(17.8)
	28年度	158 (14.4)	387 (13.6)	(21.7)
	29年度	138 (12.8)	366 (12.8)	(24.0)

※ () 内は、1000人当たりの件数

【概要】

- ① 認知件数は、前年度から、小学校では22件増加し、中学校では20件減少した。
- ② いじめ発見のきっかけについては、小中合わせ332件の内、学校の教職員以外によるものは、「保護者からの訴え」が100件と最も多く、次いで「本人からの訴え」が82件であった。
「学校の教職員等が発見」したいじめは120件(36.2%)で、昨年の29.6%と比べ増加したものの、現場では見えにくいいじめが多い状況である。

4 暴力行為

暴力行為とは、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係のある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4形態に分ける。

暴力行為の発生件数 単位：件

		富山市	富山県	全国
小学校	24年度	10 (0.4)	61 (1.1)	(1.2)
	25年度	7 (0.3)	64 (1.1)	(1.6)
	26年度	16 (0.7)	44 (0.8)	(1.7)
	27年度	19 (0.8)	55 (1.0)	(2.6)
	28年度	18 (0.9)	61 (1.2)	(3.5)
	29年度	70 (3.4)	147 (2.8)	(4.4)
	中学校	73 (6.6)	240 (8.1)	(11.3)
中学校	25年度	68 (6.1)	228 (7.7)	(12.0)
	26年度	79 (7.0)	177 (6.0)	(10.7)
	27年度	77 (6.8)	170 (5.9)	(10.0)
	28年度	34 (3.0)	117 (4.1)	(9.2)
	29年度	50 (4.7)	186 (6.5)	(8.5)

※ () 内は、1000人当たりの暴力行為発生件数

【概要】

- ① 暴力行為が発生した学校数は、小学校19校（28.8%）、中学校17校（63.0%）であった。
- ② 暴力行為の件数は、小学校では前年度から52件増加し70件であった。中学校では、16件増加し50件であった。件数の増加については、同一の児童生徒が繰り返し、暴力行為を行ったことが要因の一つである。
- ③ 暴力行為の内訳は、小学校では、生徒間暴力（38件）が最も多く、次いで器物損壊（17件）である。中学校では生徒間暴力（37件）が最も多く、次いで対教師暴力（8件）である。